

議案第7号

鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について

鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約を次の要項により締結する。

- 1 事業概要
 - (1) 設計・建設業務
一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）の設計・建設
処理方式：全連続燃焼式（ストーカ炉）
処理能力：620 トン／日
 - (2) 運転管理業務
一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）の運転管理
運転管理期間：20 年間
- 2 契約の相手方
 - (1) 基本契約
大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船株式会社
大阪市中央区北浜三丁目5番29号
株式会社 大林組
大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
H i t z 環境サービス株式会社
 - (2) 建設工事請負契約
大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
日立造船・大林組特定建設工事共同企業体
構成員 日立造船株式会社（代表者）
株式会社 大林組
 - (3) 運転管理業務委託契約
大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

H i t z 環境サービス・日立造船共同企業体

構成員 H i t z 環境サービス株式会社 (代表者)

日立造船株式会社

- 3 契約金額 事業契約 54,758,000,000 円
うち、建設工事請負契約 48,730,000,000 円
運転管理業務委託契約 6,028,000,000 円
- 4 契約期限 事業契約 令和 31 年 3 月 31 日
うち、設計・建設業務 令和 11 年 3 月 31 日
運転管理業務 令和 31 年 3 月 31 日
(ただし、運転管理業務開始は令和 11 年 4 月 1 日から)
- 5 事業場所 大阪市鶴見区焼野 2 丁目 11 番

令和 5 年 2 月 6 日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

説 明

鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、大阪広域環境施設組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が 600,000,000 円を超える工事又は製造の請負とする。

鶴見工場建替・運転委託事業の概要

○設計・建設業務（契約日から令和11年3月31日まで）

・解体工事	1式
工場棟・プラント設備等の解体工事	
・プラント主要設備概要	
受入供給設備	1式
ごみ投入扉	
ごみクレーン	
燃焼設備	1式
全連続燃焼式焼却炉	
燃焼ガス冷却設備	1式
自然循環式水管ボイラー	
排ガス処理設備	1式
乾式有害ガス除去装置（ろ過式集じん器）	
捕集灰処理装置	
窒素酸化物除去装置（触媒脱硝装置）	
余熱利用設備	1式
自家発電設備	
通風設備	1式
押込送風機	
誘引通風機	
灰出し設備	1式
灰出しコンベヤ	
灰クレーン	

排水処理設備

1式

プラント排水処理装置

・土木・建築工事概要

土木・建築工事

1式

土木工事

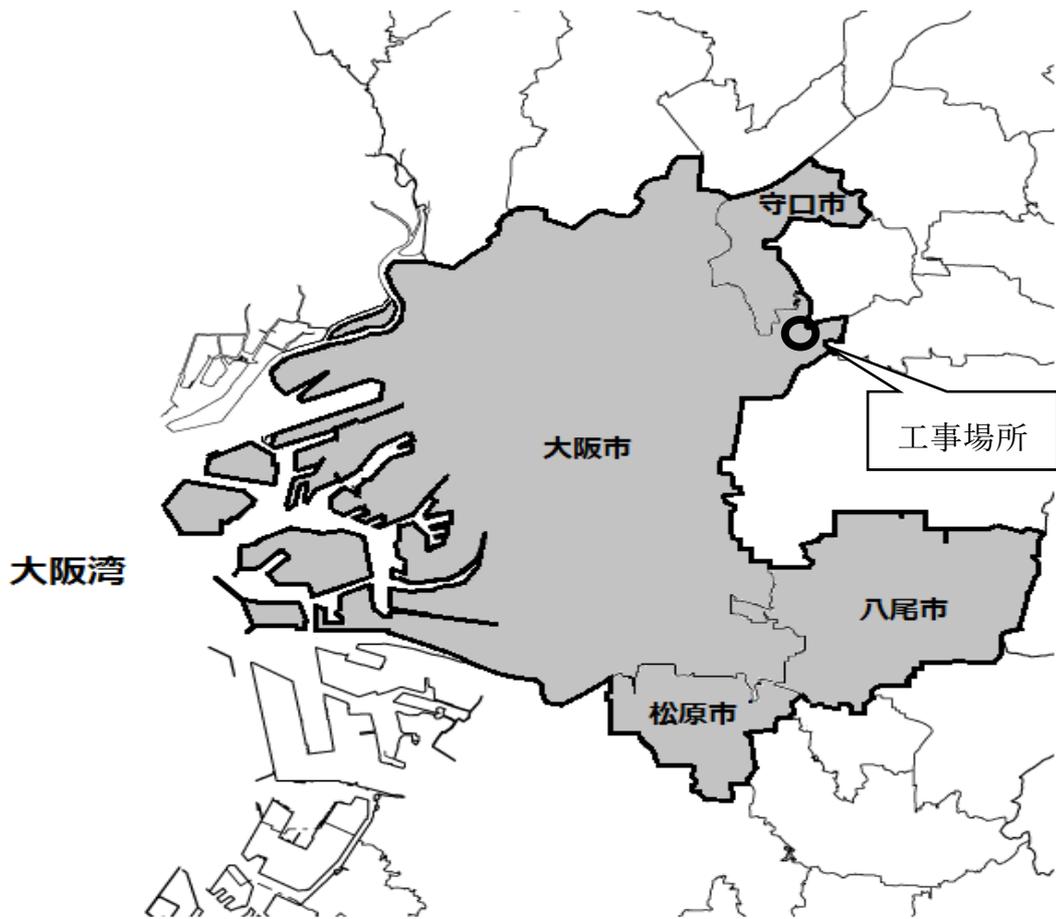
建築工事、建築設備工事

外構工事

○運転管理業務（令和11年4月1日から令和31年3月31日まで）

・一般廃棄物処理施設の運転管理業務

1式



付近見取図